

## 付 議 第 2 号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号****高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）退職手当管理機関に関する事（事務局及び教育機関の職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

第10条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第11条第2号中「及び幼稚園」を「、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設」に改め、同条第4号中「及び幼稚園の設置及び廃止」を削り、同条第5号中「保育所及び」及び「の施設整備」を削り、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「又は幼稚園」を「、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設」に改め、同条を同条第10号とする。

第23条第1項第7号を次のように改める。

（7）教職員の情報教育に関する研修及び指導に関する事。

第23条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同条第2項第6号及び第7号を次のように改める。

（6）保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関する事。

（7）幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関する事。

第23条第3項第3号を次のように改める。

（3）学校経営の調査研究及び支援に関する事。

第23条第3項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）教育課題の調査研究に関する事。

第23条第3項に次の2号を加える。

（6）教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関する事。

（7）教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関する事。

第38条第1項の表教育事務所の項中「所長 企画監」を「所長」に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「所長」を「所長 企画  
監」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

### 1 改正の目的

平成 25 年度の定期の組織見直しに伴い、分掌事務及び事務局の職制について改正を行うものである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 分掌事務について

- ア 退職手当管理機関に関する事務について、事務局職員の人事を所管する教育政策課の所掌事務とする。
- イ 幼保支援課が所掌する事務を整備する。
- ウ 教育センターが所掌する事務を整備する。

#### (2) 職制について

教育事務所の企画監を廃止し、教育センターに企画監を設置する。

### 3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 退職手当管理機関に関すること(事務局及び教育機関の職員であつた者で退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(幼保支援課)

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。

(3) 略

(4) 保育所\_\_\_\_\_に関すること。

(5) \_\_\_\_\_幼稚園\_\_\_\_\_に関すること。

(6)・(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 退職手当管理機関に関すること(事務局及び教育機関の職員であった者で退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(幼保支援課)

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 保育所及び幼稚園における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。

(3) 略

(4) 保育所及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。

(5) 保育所及び幼稚園の施設整備に関すること。

(6)・(7) 略

(8) 保育所、幼稚園等における子育て支援に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、保育所又は幼稚園に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。

(8) 略

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(7) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(8)～(10) 略

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校経営の調査研究及び支援に関すること。

(4) 教育課題の調査研究に関すること。

(5) 略

(6) 教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(7) 教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
略	略

(7) 教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(8) 教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(9) 略

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(7) 保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(8)～(10) 略

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。

(4) 略

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
略	略

教育事務所	所長 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ
略	略

2 略

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	左の教育機関に置く職員
教育センター	所長 <u>企画監</u> 次長 部長 チーフ
略	略

2 略

教育事務所	所長 <u>企画監</u> 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ
略	略

2 略

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	左の教育機関に置く職員
教育センター	所長 次長 部長 チーフ
略	略

2 略